

## 第8回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和元年12月2日(月) 午後1時30分～午後2時35分
- 2、開催場所 新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 5、議事日程
  - ①第1 議事録署名委員の指名 5番 江頭 武寛 委員 6番 大町 朝子 委員

- ②第2 報告第 12号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
- 議案第 32号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 議案第 33号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
- 議案第 34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 議案第 35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

### 6、農業委員会事務局職員

| 役 職  | 氏 名   |
|------|-------|
| 事務局長 | 田中 宏幸 |
| 局長補佐 | 星野 晃希 |
| 書記   | 峰松 一実 |
| 書記   | 植松 優太 |

### ◎農業委員出席簿

| 席順 | 委員名    | 出欠 | 席順 | 委員名   | 出欠  |
|----|--------|----|----|-------|-----|
| 1  | 三原 一義  | ○  | 7  | 坂本 理一 | ○   |
| 2  | 中牟田 安彦 | ○  | 8  | 廣瀬 幸治 | ○   |
| 3  | 中村 正信  | ○  | 9  | 中村 博之 | ○   |
| 4  | 木下 英春  | ○  | 10 | 山口 和子 | ○   |
| 5  | 江頭 武寛  | ○  | 11 | 松浦 秋行 | ○   |
| 6  | 大町 朝子  | ○  | 12 | 織田 博吉 | ×   |
|    |        |    | 計  | 12名   | 11名 |

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

| 担当地区   | 農地利用最適化推進委員名 |  |
|--|--------------|--|
| 母ヶ浦・西葉                                       | 中西 和明        |  |
| 城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・<br>中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡 | 木下 一喜        |  |

## 7. 会議の概要

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>只今から第8回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、織田委員の欠席及び11名の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。5番江頭委員と6番大町委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひいたします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひいたします。本日は会長不在のため、鹿島市農業委員会規定第3条により会長が欠けた場合、委員があらかじめ定めた委員がその職務を代理することになっております。それに基づきまして、副会長に議長をお願いいたします。</p> |
| 副会長 | <p>改めまして、こんにちは。本日は会長不在のため私が司会を務めさせていただきます。今回の議題は議案4件と報告1件であります。</p> <p>早速、審議に入ります。報告第12号農地法第18条6項の規定による解約報告についてを議題とします。本件につきましては一括審議といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第12号について説明いたします。記載のとおり5件となっています。合計9筆で面積が24,318平米となっています。内訳は田が4筆で、7,834平米です。畑は5筆で、16,484平米となっています。</p> <p>解約事由は双方合意による借人変更のためが2件。農地中間管理事業への移行のためが1件。農地法3条申請のためが1件。借人からの申出によるが1件となっております。</p> <p>なお、借人変更のための2件と農地中間管理事業への移行のための1件は今総会に新たな借人の申請が35号議案に諮られており、農地法第3条申請のための1件は議案第34号に上がっています。3番については5筆のうち4筆が11月の総会において農振除外の申請をされていました。この後に、植林での農地転用申請が出てくるものと思われまふ。</p> <p>以上で報告第12号の説明を終わります。</p>   |
| 議長  | <p>只今の説明について何か質問はありませんか。</p> <p>無いようなのでこれで報告第12号を終わります。</p>  |
| 議長  | <p>次に議案第32号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。これは、議案第33号(4条)の農地と隣接していますので、まとめて審議します。事務局より説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | <p>総会議案・説明資料の2頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。この案件につきましては、議案第33号(4条)の1番の隣接地となつており、共に追認の案件となっています。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でござ</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>います。登記地目は畑で、現況地目は普通住宅となっています。登記面積は 25 平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 71 歳、無職の方です。譲渡人は同じく〇〇〇〇さん 66 歳、農業の方です。お二人は親戚になられます。転用の目的は宅地拡張で、施設の概要ですが宅地 25 平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが東は道路、西は水路、南は雑種地、北は畑となっています。備考欄に記載のとおり地元等機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。</p> <p>続けて4条の説明をします。総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。位置図は1頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑で現況地目は普通住宅となっています。登記面積は 68 平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん 71 歳、無職の方です。農地区分は3種農地です。転用の目的は宅地拡張となっています。周囲の状況ですが、東は宅地、西は水路、南は畑、これは議案第 32 号で 5 条申請された部分です。北は水路となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出して頂いています。あと公有水面占用許可が取られています。番号1の説明は以上です。</p> |
| 議長    | ここで担当委員より説明をお願いします。  |
| 4番委員  | 〇〇〇〇さんが家の改築をされようとした際に自分の宅地の中に自分の農地と親戚の〇〇〇〇さんの農地が少しですが転用申請してない状態で宅地となっていることに気づかれ、今回始末書を提出して転用申請をされています。ここは以前から今のような農地ではない状態にありました。  |
| 議長    | ここで始末書の読み上げをお願いします。<br>(始末書読み上げ)   |
| 議長    | 何か質問や意見はありませんか。  |
| 10番委員 | ここは現にセメントなどして小屋が建っている状態ですか。  |
| 事務局   | セメントはしてありませんでしたが、小屋は建っていました。場所は〇〇〇番地のところになります。〇〇〇番地の方は庭として使われていました。  |
| 議長    | 他に質問はありませんか。<br>無いようなので採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。<br>(全員挙手)   |
| 議長    | 全員賛成として扱います。<br>次に2番について事務局より説明をお願いします。  |
| 事務局   | 番号2について説明いたします。位置図は2頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地になっています。登記面積は 1,216 平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 56 歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん 65 歳、会社員の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光パネル 152 枚、299.76 平米と通路その他が 916.24 平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は水路、西と南は畑、北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。   |
| 議長    | ここで担当委員より説明をお願いします。  |
| 10番委員 | 現地は夏ごろまで野菜が作られていました。現地の周辺は荒れ地となっており、耕作者の方はいないので特に問題はないと判断しました。   |
| 議長    | 只今の説明について質問はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。<br>(全員挙手)  |
| 議長    | 全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。<br>次に3番について事務局より説明をお願いします。  |
| 事務局   | 番号3について説明いたします。位置図は3頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>〇〇〇番地、及び字〇〇〇〇〇番地、字〇〇〇〇〇番地の3筆でございます。登記地目は3筆共に畑ですが、現況地目は字〇〇が普通住宅で残りの2筆は畑になっています。登記面積はそれぞれ71平米、599平米、235平米になっています。字〇〇〇〇〇番地の宅地500.40平米が同時利用され、(〇〇〇〇とある宅地の部分です。)合計面積は1,405.40平米になります。譲受人は〇〇区の(株)〇〇〇〇という不動産会社です。譲渡人はお二人で〇〇市の〇〇〇〇さん75歳、無職の方と〇〇市の〇〇〇〇さん55歳、会社員の方です。転用の目的は宅地分譲で、宅地分譲4区画が991.05平米と通路その他が414.35平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は宅地・道路、西は道路・宅地、南は畑・宅地、北は畑・宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。道路法24条工事施工承認申請がされています。番号3の説明は以上です。</p> |
| 議長     | ここで担当委員より説明をお願いします。  |
| 3番委員   | 現地は地目上畑となっていますが、荒れている状況です。先程の説明にもありましたが、〇〇〇〇さんの宅地と合わせて宅地分譲を計画されています。排水につきましては、東側の道路の側溝に流すことになっております。   |
| 議長     | 只今の説明について質問や意見はありませんか。   |
| 10番委員  | 申請地の周囲は畑ですか。   |
| 3番委員   | 荒れてはいますが、畑となっています。   |
| 議長     | 他に質問はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。   |
|        | (全員挙手)   |
| 議長     | 全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。<br>次に4番について事務局より説明をお願いします。  |
| 事務局    | 番号4について説明いたします。位置図は4頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目共に田になっています。登記面積は1,663平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん49歳、会社役員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん63歳、会社員の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光パネル264枚、438.66平米と通路その他1,224.34平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は畑、西は道路・畑、南は道路・水路、北は畑・水路になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号4の説明は以上です。   |
| 議長     | ここで始末書の読み上げをお願いします。  |
|        | (始末書読み上げ)  |
| 7番委員   | 先程の説明にもありました通り、ここは既に埋め立てが終わっています。申請地は〇〇〇〇道に隣接してまして、周囲と比べて高く、申請地の下の方に昔ながらの側溝が両側にあります。太陽光のパネルは南側である〇〇〇〇道の方に勾配を付けることとなりますので、雨水については〇〇〇〇道の側溝に流すようお願いがしてあるそうです。ご審議よろしくをお願いします。  |
| 議長     | 只今の説明に対し、質問・意見はありませんか。   |
| 10番委員  | 雨水は道路側溝に流しても大丈夫なのですか。  |
| 事務局    | 道路管理者からの許可が必要だと思いますが。〇〇〇〇道の道路管理者は市の農林水産課となっています。   |
| 議長     | 担当地区推進員の〇〇さんは何か聞いていますか。  |
| 担当推進委員 | 申請地の下の方に民家がありますので、そちら側に流すのは危険と判断いたしましたので、〇〇〇〇道側に流してもらうように私もお願いしました。  |
| 議長     | 他に質問はありませんか。   |
| 10番委員  | 〇〇〇〇道に流していいという許可が取れているか確認が必要だと思いますが。   |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | 農林水産課の方に確認をしましたが、流量がどの程度になるかが問題のようですが、この程度ならば、許可ができないことはないとのこと。   |
| 議長    | 今の説明でよろしいでしょうか。他に質問はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。   |
|       | (全員挙手)  |
| 議長    | 全員賛成とし、許可相当として県へ送付いたします。<br>次に議案第34号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について事務局より説明をお願いします。  |
| 事務局   | 総会議案・説明資料の4頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は5頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は共に田となっています。登記面積は1,692平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん82歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。譲受人の〇〇さんは道を挟んで農地(田)を5反程度お持ちになっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号1の説明は以上です。   |
| 議長    | 只今の説明について何か質問はありませんか。   |
| 3番委員  | ここはもともと〇〇さんが小作か何かされていたのですか。   |
| 2番委員  | ここは報告のところで説明がありましたが、〇〇〇〇さんが耕作をされていました。  |
| 10番委員 | ここは反当りいくらですか。   |
| 2番委員  | 反当り〇〇万円になります。   |
| 議長    | 他に質問はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。  |
|       | (全員挙手)  |
| 議長    | 全員賛成として扱います。<br>次に2番について事務局より説明をお願いします。   |
| 事務局   | 位置図は7頁をご覧ください。2番について説明いたします。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は共に田となっています。登記面積は410平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん51歳、農業兼会社員の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は農地集約と相手方の要望となっています。今年6月の総会で〇〇〇〇さんは農地を集約するために、今回申請地の北西側で田589平米を農地法第3条申請され、購入されていました。今回は〇〇〇〇さんが6月に増やされた分を〇〇〇〇さんが調整して、自作地の隣に増やされています。現地確認調書につきましては、〇〇委員と〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号2の説明は以上です。 |
| 議長    | 質疑に入ります。只今の説明について何か質問や意見はありませんか。<br>質問等ないようですので、採決したいと思えます。それでは2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。<br>(全員挙手)   |
| 議長    | 全員賛成として扱います。<br>次に議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。   |
| 事務局   | 次に議案第35号について説明いたします。総会議案・説明資料は5頁から8頁までとなります。この案件につきましては1議案の23件でありまして、19番から23番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が18件です。そのうち再設定(更  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>新)が14件で、新規が4件です。利用権を設定されている18件のうち、使用貸借権が3件で、賃貸借権が15件です。賃貸借権15件のうち、現金扱いが7件で、物納扱いが8件です。契約期間については、10年が5件、5年が10件、3年が2件、6箇月が1件となっています。</p> <p>ここで使用貸借権が設定されている案件について若干説明します。15番は使用貸借の更新の案件であり、借人の方が隣地の田や畑の耕作をされているので頼まれたようです。17番は先月の総会報告第9号で解約され、その時に次の借人の方が間もなく決まりますと報告しておりました。実は先月の総会に使用貸借権での利用権設定をされようとしたので、賃貸借権を設定して中間管理事業を検討くださいとお願いしたのですが、貸出人の方の意向でと言って再申請されています。18番は〇〇〇〇内の別の農地(3反超)を令和2年6月24日まで〇〇さん(貸し手)と〇〇さん(借り手)の間で使用貸借の利用権が設定をされていて、これと終期を合わせての申請となっています。契約切れとなる令和2年6月以降は交換されるのか、別のことをされるのか検討されているようです。</p> <p>農地中間管理機構との貸借となる案件は5件で、全て賃貸借権が設定されています。賃貸借の内容ですが、現金扱いの場合は反当り8千円です。物納の場合は反当り40kgとなっています。なお、契約期間は10年が1件で、9年11ヶ月が1件、5年が1件、4年10ヶ月が2件となっています。なお、契約期間が中途半端になっている理由は先月や先々月の総会に諮られた周辺の農地に終期を合わせるためです。議案第35号の説明は以上です。</p> |
| 議長   | 只今の説明について何か質問はありませんか。  |
| 3番委員 | 18番はお互いの農地の利用料を相殺するということですか。   |
| 事務局  | お互いで貸し借りをされているので賃借料は相殺で0円となっています。  |
| 議長   | 他に質問はありませんか。   |
| 9番委員 | 農地中間管理機構の貸借は本人さんたち次第で自由に利用できるのですか。それとも一定の要件がありますか。   |
| 事務局  | 一定の要件があります。また、利用されるかどうかは本人さんの希望になります。  |
| 議長   | 他に質問はありませんか。<br>無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。   |
|      | (全員挙手)   |
| 議長   | 全員賛成として取り扱います。<br>以上を持ちまして、本日提出された議題審議を終わります。  |
|      | (午後2時35分終了)  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和元年 12月2日<br/>鹿島市農業委員会</p> <p style="text-align: right;">副会長 ㊟<br/>5番委員 ㊟<br/>6番委員 ㊟<br/>事務局長 ㊟</p> |
|--|---|